

高島町									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	お問い合わせ
		新築	リフォーム	その他					
高島町合併処理浄化槽排水設備等改造資金融資あっ旋制度	利子補給	—	○	—	排水設備の改造資金に対する利子補給	浄化槽の設置完了の日から1年以内に完了及び完了見込みの改造工事	利子相当額を補助	随時	上下水道課 0238-52-4484
高島町特定地域生活排水処理事業附帯工事補助金	補助金	○	○	—	町特定地域生活排水処理事業による浄化槽設置の附帯工事に対する補助	高島町特定地域生活排水処理事業により浄化槽を設置する方で、次の附帯工事を実施する方 ・放流ポンプ等工事 ・単独浄化槽除去等工事 ・排水浸透処理施設等工事	対象工事費の1/2、上限5万円。ただし、排水浸透処理施設等工事は上限10万円。	随時	上下水道課 0238-52-4484
高島町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	補助金	○	○	—	下水道認可区域内で整備が見込まれない地域における浄化槽設置工事に対する補助金	下水道認可区域内で7年以上整備実施が見込まれてない地域における浄化槽設置者	人槽区分により375,000円～555,000円	随時	上下水道課 0238-52-4484
高島町生活排水対策事業補助金	補助金	○	○	—	下水道認可区域内、農業集落排水区域内で供用開始区域以外の区域における浄化槽設置工事に対する補助	下水道認可区域内、農業集落排水区域内で供用開始区域以外の区域における浄化槽設置者	人槽区分により95,000円～696,000円	随時	上下水道課 0238-52-4484
高島町景観形成地域改築等修景事業費補助金	補助金	○	○	○	まほろば通り景観形成地域の建築物の外観に係る工事に対する補助	まほろば通り景観形成地域において建築審査会の審査を受け、景観基準を満たした場合	補助対象経費の1/2、上限は建築物10～30万円、工作物10万円	随時	建設課 0238-52-4481
高島町住宅リフォーム支援事業助成金【県補助金活用】	補助金	—	○	—	一定の要件を満たした住宅リフォーム工事に対する補助	・町内建築事業者と工事請負契約を締結する方 ・要件リフォーム工事は基準点10点以上(50万円未満の工事は5点以上) ・要件を含まない一般リフォームは50万円以上の工事 ・町税に滞納がない方(申請者及び家族・建築事業者) ・申請前に工事を着工していない方	<一般リフォーム>全体工事費の5%(上限5万円) <要件リフォーム>全体工事費の10%又は20%(上限20万円又は40万円)+全体工事費の5%(上限5万円) ※県産木材を3㎡以上、空き家活用、三世代・移住・近居移住・新婚・子育て世帯等については、要件により上限額が異なります。	平成29年4月5日より受付開始(平成30年2月末日まで工事完了届提出の必要有り) ※予算の範囲内で先着順になります	建設課 0238-52-4481
高島町木造住宅耐震診断士派遣事業	補助金	—	—	○	木造住宅耐震診断費用に対する補助	昭和56年5月31日以前に着工された木造在来軸組工法による2階建て以下の住宅の診断費用の助成	診断費用88,560円のうち80,560円を支援 自己負担8,000円	平成29年5月10日より受付開始 ※予算の範囲内で先着順になります	建設課 0238-52-4481
高島町木造住宅耐震改修事業補助金	補助金	—	○	—	住宅の耐震診断結果に沿った耐震補強工事に対する補助	高島町木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断を受けている住宅	耐震改修工事費(撤去及び復旧工事費、設計・管理費含む)の町分が1/3(上限60万円)、県分が1/4(上限40万円)。町分と県分を合計した額になります。(上限100万円)	平成29年5月10日より受付開始(平成30年2月末日まで実績報告書提出の必要有り) ※予算の範囲内で先着順となります	建設課 0238-52-4481
高島町若者定住促進事業助成金	補助金	○	—	—	町外在住又は町内の貸家等に居住の若者夫婦世帯や原発事故の避難者の方が町内に住宅を取得する費用に対し補助	①満40歳以下の若者夫婦世帯で、町外に3年以上居住し町内に住宅を取得し移住する方 ②満40歳以下の若者夫婦世帯で、町内貸家等に3年以上居住し町内に住宅を取得する方 ③原発事故のため山形県内に避難し、町内に住宅を取得する方	町外に3年以上居住し、町内に住宅を取得し移住する方及び避難者の方(住宅取得費の10%、上限50万円) 町内貸家等に3年以上居住されていて住宅を取得する方(住宅取得費の10%、上限25万円)	平成29年5月10日より受付開始(平成30年2月末日まで実績報告書の提出の必要あり) ※予算の範囲内で先着順となります	建設課 0238-52-4481
高島町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	○	○	○	再生可能エネルギー設備の設置に対する補助	町内に住所を有する(予定の方)町税に滞納がない方	①太陽熱温水器 設置工事費の10分の1、上限3万円 ②ソーラーシステム温水器 設置工事費の10分の1、上限7万円 ③木質バイオマス燃焼機器 設置工事費の3分の1、上限5万円 ④蓄電池設備 設置工事費の10分の1、上限5万円 ⑤地中熱利用空調装置・融雪装置 設置工事費の10分の1、上限5万円	平成28年4月1日より受付開始 (申請は、補助対象設備の設置の日から起算して原則30日以内日または平成30年2月末日のいずれか早い日に提出してください。)	生活環境課 0238-52-1215
介護保険法に基づく住宅改修費給付事業	補助金	—	○	—	在宅の要介護者・要支援者が行う住宅改修工事に対する介護保険からの給付	在宅の要介護者・要支援者	対象となる工事費用の9割を介護保険から給付(工事費の上限20万円)	随時	町民課 0238-52-1288